

# 会 議 録

承 認			幹 事				書 記		
会 長	正木委員	村野委員	まちづくり 推進部長	都市計画 課 長	政策企画 課 長	建設指導 課 長			
2/13	2/14	2/13							
《開催日時・場所》			平成 26 年 1 月 30 日（木曜日） 15：00～16：00 岸和田市役所職員会館 2 階大会議室						
《名 称》 平成 25 年度 第 3 回岸和田市都市計画審議会									
《出席者》（審議会委員出欠状況）									
今口	岡田	尾崎	川崎	小岡	杉本	須藤	田中	道齋	牧
○	○	×	○	○	○	○	○	○	×
正木	水谷	宮川	村野	山戸	山本	雪本	吉田	若井	/
○	○	○	○	○	○	○	○	○	
（委員 19 名中、17 名出席）									
<p>信貴市長</p> <p>事務局：幹 事：森口まちづくり推進部長、大井都市計画課長、松本建設指導課長</p> <p>書 記：都市計画課：西村、古門、秦、森田、小竹</p> <p>オブザーバー：丘陵地区整備課：松下課長、浜田参事、塔筋担当長、渡邊担当長、濱田主査、道口、中島</p> <p style="text-align: right;">：下水道整備課：原田課長、井出担当長、名草</p>									
《傍聴者》 1 名									
《概 要》									
<p>■諮問事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 南部大阪都市計画区域区分の変更（大阪府決定）について</li> <li>2. 南部大阪都市計画用途地域の変更（岸和田市決定）について</li> <li>3. 南部大阪都市計画高度地区の変更（岸和田市決定）について</li> <li>4. 南部大阪都市計画地区計画の決定（岸和田市決定）について</li> <li>5. 南部大阪都市計画土地区画整理事業の決定（岸和田市決定）について</li> <li>6. 南部大阪都市計画下水道の変更（岸和田市決定）について</li> </ol> <p>■その他</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第 7 回線引き見直しについて</li> <li>2. 前回審議会での質問事項について</li> <li>3. 次回の都市計画審議会の公開・非公開について</li> </ol>									
《内 容》									
<p>■岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例等について</p> <p>（会 長）平成 25 年度第 3 回都市計画審議会の会議録承認者として正木委員と村野委員の 2 名を指名。</p> <p>■諮問案件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 南部大阪都市計画区域区分の変更（大阪府決定）について</li> <li>2. 南部大阪都市計画用途地域の変更（岸和田市決定）について</li> <li>3. 南部大阪都市計画高度地区の変更（岸和田市決定）について</li> <li>4. 南部大阪都市計画地区計画の決定（岸和田市決定）について</li> </ol>									

## 5. 南部大阪都市計画土地区画整理事業の決定（岸和田市決定）について

## 6. 南部大阪都市計画下水道の変更（岸和田市決定）について

### 【質疑の概要】

- （会 長） \*前回審議会から、計画内容について新しく変更されていないか。
- （事務局） \*前回審議会で説明している計画内容からの変更はない。
- （委 員） \*土地区画整理事業案で道路配置の記載があるが、道路幅員は誰がどのように決め、適切であると判断するのか。
- （事務局） \*土地区画整理事業については、土地区画整理法に基づいて施行され、同法において道路幅員の基準が定められている。
- （委 員） \*幹線道路とする判断は、市で決めるのか。
- （事務局） \*事業計画を立案する中で、幹線道路を配置している。
- （委 員） \*地区整備計画では最低敷地面積を規定しているが、一番広い敷地面積は、どの程度の規模を想定しているのか。
- （事務局） \*土地区画整理事業の組合施行による保留地分譲の局面で、保留地を必要とする企業のニーズに応じて画地割を決めるので、工業地では5千坪クラスの大規模敷地も考えられる。
- （会 長） \*工業地とすれば、地区整備計画の最低敷地面積1,000㎡はそこまで大きい規模で設定しているわけでもなく、ある程度小規模な企業の誘致にも対応はできる。
- （会 長） \*本日の諮問事項である、「第1号議案：南部大阪都市計画区域区分の変更（大阪府決定）」、「第2号議案：南部大阪都市計画用途地域の変更（岸和田市決定）」、「第3号議案：南部大阪都市計画高度地区の変更（岸和田市決定）」、「第4号議案：南部大阪都市計画地区計画の決定（岸和田市決定）」、「第5号議案：南部大阪都市計画土地区画整理事業の決定（岸和田市決定）」、「第6号議案：南部大阪都市計画下水道の変更（岸和田市決定）」については、原案のとおり、同意することとしてよろしいか。
- （各委員） \*了承。

### 【答 申】

第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案、第6号議案について、原案のとおり同意する。

## ■その他

### 1. 第7回線引き見直しについて

- （事務局） \*概ね5年に1度行われる線引き（区域区分の変更）見直しの第7回を、平成27年度を目途に大阪府が進めており、大阪府により見直しの基本方針が示されている。本市においても、候補地について、調査・検討を進めようとしており、本審議会でも協議内容や進捗に応じて随時報告させていただく。

### 2. 前回審議会での質問事項について

- （事務局） \*前回審議会で「準防火地域の変更」について報告した際に頂戴した質問事項について、回答させていただく。
- \*「上水道管路の耐震化」について、本市上下水道局が、平成24年～平成34年の概ね10年間の目標で岸和田市水道ビジョンを策定している。岸和田市水道ビジョンでは、平成23年度時点の上水道管路の耐震化率13%（平成24年末時点13.9%）を、平成34年には21.5%以上とする実施計画を策定しており、この実施計画に沿って事業を進めている。

\*「準防火地域指定の効果」について、一般的な住宅市街地でのシミュレーション結果では、準防火地域に指定された場合、準耐火建築物が増えることから、指定前に比べ延焼が半分以下程度になると思われる。最低限の規制ではあるが、準防火地域を指定することで延焼を遅らせることが可能となり、より多くの人の避難や、消防・救急活動を行うことが可能となる。

\*準防火地域の指定については、これまでに本審議会でも多くの意見を頂戴しており、これらの意見を踏まえて、調査・検討を進めているので、ご報告できる内容にまとまれば、次回以降の審議会で報告させていただきたい。

### 3. 次回都市計画審議会の公開・非公開について

開催候補日について、事務局と調整を行い、日程を決めることとし、公開について了承を得た。

\*報告案件；①平成 26 年度年間スケジュールについて

②準防火地域の変更について

③第 7 回線引き見直しについて

④その他